

大通達甲（交企）第10号
令和元年12月23日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

交通部各課・隊長 殿
各警察署長

交通部 長

つるかめ表彰の運用について（通達）

交通死亡事故抑止対策を積極的に推進するため、各所属における年間の交通死亡事故抑止の目標となる日数（以下「努力目標日数」という。）を定め、努力目標日数を達成した部署に対する表彰（以下「つるかめ表彰」という。）を昭和52年から実施してきたところであるが、この度、つるかめ表彰については、大分県警察表彰規程（平成2年大分県警察本部訓令第4号）及び「大分県警察表彰規程の運用について」（令和元年9月2日付け大通達甲（監察）第4号。以下「表彰通達」という。）に定めるもののほか、令和2年1月1日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 表彰の趣旨

交通死亡事故抑止対策を積極的に推進し、努力目標日数を達成した部署を表彰することにより、職員の士気高揚を図り、もって適正かつ積極的な業務推進に資するものとする。

2 表彰の種類

表彰の種類は、本部長賞誉又は本部長賞状とし、随時表彰とする。

3 表彰対象部署

表彰の対象となる部署については、交通部高速道路交通警察隊及び各警察署（以下「警察署等」という。）とする。

4 表彰基準等

(1) 努力目標日数の設定

交通部長は、毎年、努力目標日数を設定し、警察署等に通知するものとする。

(2) 表彰基準

ア 本部長賞誉は、努力目標日数を達成した部署に対して授与するものとする。

イ 本部長賞状は、努力目標日数に1.5を乗じて算定した日数を達成した部署に対して授与するものとする。

5 上申手続

交通部長は、警察署等が前記4(2)の基準に該当すると認めるときは、速やかに、表彰を上申するものとする。この場合において、つるかめ表彰については、表彰通達別表2に規定する「その他各種施策表彰」として取り扱うものとし、「功労部署表彰上申書」（表彰通達第6号様式）により上申するものとする。

（交通企画課企画係）